

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 部局等（第5条—<u>第13条の3</u>）</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 広域振興局以外の出先機関</p> <p>第1款 総務部に属する出先機関（第29条—<u>第31条</u>）</p> <p>第2款 ふるさと振興部に属する出先機関（<u>第31条の2</u>）</p> <p>第3款 [略]</p> <p>第4款 [略]</p> <p>第5款 [略]</p> <p>第6款 [略]</p> <p>第7款 [略]</p> <p>第8款 <u>復興局に属する出先機関（第74条の2・第74条の3）</u></p> <p>第4節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（部局等）</p> <p>第5条 部局等は、次のとおりである。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） [略]</p> <p>（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p> <p>（9） [略]</p> <p>（10） <u>復興局</u></p> <p>（11） [略]</p> <p>（総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 総務部に次の室、課及び所（以下この条において「室課等」という。）を置く。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（7） <u>総合防災室</u></p> <p>（8） [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） <u>東京事務所及び消防学校</u>に関すること。</p> <p>（5）・（6） [略]</p> <p>[略]</p> <p>3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>給与人事担当の分掌事務</p> <p>（1） 人事管理に関する制度の企画に関すること。</p> <p>（2）～（9） [略]</p> <p>[略]</p> <p>職員育成担当の分掌事務</p> <p>（1） [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 部局等（第5条—<u>第13条の2</u>）</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 広域振興局以外の出先機関</p> <p>第1款 総務部に属する出先機関（第29条・<u>第30条</u>）</p> <p>第2款 <u>復興防災部に属する出先機関（第31条—第31条の3）</u></p> <p>第3款 ふるさと振興部に属する出先機関（<u>第31条の4</u>）</p> <p>第4款 [略]</p> <p>第5款 [略]</p> <p>第6款 [略]</p> <p>第7款 [略]</p> <p>第8款 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（部局等）</p> <p>第5条 部局等は、次のとおりである。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） <u>復興防災部</u></p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） [略]</p> <p>（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p> <p>（9） [略]</p> <p>（10） [略]</p> <p>（11） [略]</p> <p>（総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 総務部に次の室、課及び所（以下この条において「室課等」という。）を置く。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 東京事務所に関すること。</p> <p>（5）・（6） [略]</p> <p>[略]</p> <p>3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>給与人事担当の分掌事務</p> <p>（1） 人事管理に関する制度の企画に関すること（<u>職員育成担当の主管に属するものを除く</u>）。</p> <p>（2）～（9） [略]</p> <p>[略]</p> <p>職員育成担当の分掌事務</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p>

4 [略]

5 行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営推進担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

公益法人担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

6・7 [略]

8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

(1) 防災施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 減災目標及び地域防災力強化に関すること。

(3) 防災思想の普及に関すること。

(4) 自主防災組織の育成に関すること。

(5) 自衛官募集に関すること。

(6) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関すること。

(7) 防災対策の総合調整に関すること。

(8) 気象情報の収集及び伝達に関すること。

(9) 災害救助法（平成22年法律第118号）の適用に関すること。

(10) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(11) 火山現象に係る災害に関する事務の総合調整に関すること。

(12) 危機管理の総合調整に関すること。

(13) 日米地位協定に基づく事務に関すること。

(14) 国民保護の総合調整に関すること。

(15) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

(16) 災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

(17) 防災会議、石油コンビナート等防災本部及び国民保護協議会に関すること。

防災消防担当の分掌事務

(1) 消防防災統計に関すること。

(2) 室内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(3) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。

(4) 消防施設等の強化拡充の指導及び助成に関すること。

(5) 消防表彰に関すること。

(6) 救急及び救助に係る業務の指導に関すること。

(7) 火災予防に関すること。

(8) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。

(9) 岩手県立総合防災センターの管理に関すること。

(10) 石油コンビナート等に係る防災対策に関すること。

(11) 火薬類の取締りに関すること。

(12) 猟銃等の製造及び販売の許可に関すること。

(13) 高圧ガスの保安に関すること。

(14) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。

(15) ガス用品の販売の事業に関すること。

(16) 電気工業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。

(17) 電気用品の安全に関すること。

防災航空担当の分掌事務

(1) 防災ヘリコプターに関すること。

9 総合防災室に防災航空隊を置く。

10 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

給与旅費担当の分掌事務

(1)～(13) [略]

4 [略]

5 行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営推進担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

行政情報化担当の分掌事務

(1) 行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

公益法人担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

6・7 [略]

8 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

給与認定担当の分掌事務

(1)～(13) [略]

(復興防災部の分課及びその分掌事務)

第7条の2 復興防災部に次の室及び課を置く。

(1) 復興危機管理室

(2) 復興推進課

(3) 復興くらし再建課

(4) 防災課

(5) 消防安全課

2 復興危機管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

- (1) 部の総括に関すること。
- (2) 部内各室及び課（以下「各課等」という。）の連絡に関すること。
- (3) 部内他課の主管に属しないこと。

企画担当の分掌事務

- (1) 復興及び防災等の危機管理に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 部内の予算に関すること。

管理担当の分掌事務

- (1) 部内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関すること。
- (2) 東日本大震災津波伝承館及び消防学校に関すること。

放射線影響対策担当の分掌事務

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 東日本大震災津波に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償請求及びその総合的な調整に関すること。

3 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

推進担当の分掌事務

- (1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。
- (2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。
- (3) 東日本大震災津波の被災地におけるまちづくりに関する企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) いわたの学び希望基金に関すること。

伝承・発信担当の分掌事務

- (1) 東日本大震災津波の教訓の伝承に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る情報発信及び県民運動に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

4 復興くらし再建課の分掌事務は、次のとおりとする。

被災者生活再建担当の分掌事務

- (1) 災害救助及び被災者の生活再建の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 避難行動要支援者に係る避難支援等の実施の促進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

産業再生担当の分掌事務

- (1) 農林水産業の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

5 防災課の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

- (1) 防災施策の総合的な企画及び調整に関すること（復興危機管理室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 減災目標及び地域防災力強化に関すること。
- (3) 防災思想の普及に関すること。
- (4) 自主防災組織の育成に関すること。
- (5) 自衛官募集に関すること。
- (6) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関すること。
- (7) 防災対策の総合調整に関すること（復興危機管理室の主管に属するものを除く。）。
- (8) 気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (9) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- (10) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (11) 火山現象に係る災害に関する事務の総合調整に関すること。
- (12) 危機管理の調整に関すること（復興危機管理室の主管に属するものを除く。）。
- (13) 日米地位協定に基づく事務に関すること。
- (14) 国民保護の総合調整に関すること。
- (15) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

(ふるさと振興部の分課及びその分掌事務)

第8条 ふるさと振興部に次の室及び課を置く。

(1)～(9) [略]

(10) 台風災害復旧復興推進室

2 ふるさと振興企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内各室及び課(以下「各課等」という。)の連絡に関する事。

(4) [略]

[略]

3～7 [略]

8 国際室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国際担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

9 [略]

10 科学・情報政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

地域情報化担当の分掌事務

(1) 地域情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事。

行政情報化担当の分掌事務

(1) 行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事。

11 台風災害復旧復興推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

台風災害復旧復興推進担当の分掌事務

(1) 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関する事。

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 [略]

2・3 [略]

(16) 災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事。

(17) 防災会議、石油コンビナート等防災本部及び国民保護協議会に関する事。

6 消防安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

消防担当の分掌事務

(1) 消防防災統計に関する事。

(2) 課内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章(紺綬褒章を除く。)に関する事。

(3) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事。

(4) 消防施設等の強化拡充の指導及び助成に関する事。

(5) 消防表彰に関する事。

(6) 救急及び救助に係る業務の指導に関する事。

(7) 火災予防に関する事。

(8) 危険物取扱者及び消防設備士に関する事。

(9) 岩手県立総合防災センターの管理に関する事。

(10) 石油コンビナート等に係る防災対策に関する事。

(11) 火薬類の取締りに関する事。

(12) 猟銃等の製造及び販売の許可に関する事。

(13) 高圧ガスの保安に関する事。

(14) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事。

(15) ガス用品の販売の事業に関する事。

(16) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関する事。

(17) 電気用品の安全に関する事。

防災航空担当の分掌事務

(1) 防災ヘリコプターに関する事。

県民安全担当の分掌事務

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する企画及び調整並びに推進に関する事。

(2) 交通安全対策に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

(3) 交通安全を目的とする事業を行う団体に関する事。

(4) 交通安全対策会議に関する事。

7 消防安全課に防災航空隊を置く。

(ふるさと振興部の分課及びその分掌事務)

第8条 ふるさと振興部に次の室及び課を置く。

(1)～(9) [略]

2 ふるさと振興企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内各課等の連絡に関する事。

(4) [略]

[略]

3～7 [略]

8 国際室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国際企画担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

9 [略]

10 科学・情報政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

情報化推進担当の分掌事務

(1) 情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進の総括に関する事。

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 [略]

2・3 [略]

4 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

競技スポーツ担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

5 [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

温暖化・エネルギー対策担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

放射線影響対策担当の分掌事務

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 東日本大震災津波に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償請求及びその総合的な調整に関すること。

ジオパーク推進担当の分掌事務

(1) [略]

3～5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

水道広域連携担当の分掌事務

(1) [略]

県民生活安全担当の分掌事務

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) 交通安全対策に関すること。

(3) 交通安全を目的とする事業を行う団体に関すること。

(4) 前2号に掲げるもののほか、交通安全対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 交通安全対策会議に関すること。

消費生活担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

7・8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1) 健康づくりに関すること。

(2) [略]

(3) 保健師に関すること（医療政策室の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

4 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

競技スポーツ担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

冬季国体・マスターズ推進担当の分掌事務

(1) 令和5年特別国民体育大会冬季大会スキー競技会に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 日本スポーツマスターズ2022に関すること。

5 [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

温暖化・エネルギー対策担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

ジオパーク推進担当の分掌事務

(1) [略]

3～5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

水道広域連携担当の分掌事務

(1) [略]

消費生活担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

7・8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療情報担当の分掌事務

(1) 医療情報の活用等に関すること。

健康予防担当の分掌事務

(1) 健康づくりに関すること（地域保健対策担当の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(10) [略]

(11) [略]

薬務担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

国保担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 災害救助及び被災者生活再建支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

指導生保担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

5・6 [略]

7 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

医療政策担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

医療情報担当の分掌事務

(1) 医療情報の活用等に関すること。

医務担当の分掌事務

(1)～(13) [略]

[略]

感染症担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

[略]

8 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

復興推進担当の分掌事務

(1) 農林水産業の復興に向けた施策の推進に関すること。

3～17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(9) [略]

(10) [略]

薬務担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 薬事審議会に関すること。

国保担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

地域保健対策担当の分掌事務

(1) 健康づくりに関すること。

(2) 保健師に関すること（医療政策室の主管に属するものを除く。）。

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

指導生保担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

地域共生社会推進担当の分掌事務

(1) 地域共生社会に関する企画及び調整並びに推進に関すること。

5・6 [略]

7 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

医療政策担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

医務担当の分掌事務

(1)～(13) [略]

[略]

感染症担当の分掌事務

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること（ワクチン接種担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

8 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

3～17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第6款及び第7款に規定する出先機関の実施分を含む。）。

(11)～(13) [略]

[略]

4・5 [略]

6 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

河川海岸担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 水防に関すること。

河川開発担当の分掌事務

(1) 河川総合開発事業の企画に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

まちづくり担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

9～11 [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 復興局に次の課を置く。

(1) 復興推進課

(2) まちづくり・産業再生課

(3) 生活再建課

(4) 震災津波伝承課

2 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1) 局の総括に関すること。

(2) 局内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。

(3) 他の都道府県の職員の受入れに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) いわたの学び希望基金に関すること。

(5) 東日本大震災津波伝承館に関すること。

(6) 局内各課の連絡に関すること。

(7) 局内他課の主管に属しないこと。

推進協働担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。

(3) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る広報及び県民運動に関すること。

3 まちづくり・産業再生課の分掌事務は、次のとおりとする。

まちづくり再生担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波の被災地におけるまちづくりに関する企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興のためのまちづくりに関する制度の研究及び調査に関すること。

産業再生担当の分掌事務

(1) 農林水産業の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

4 生活再建課の分掌事務は、次のとおりとする。

被災者支援担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波の被災者の生活再建の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第7款及び第8款に規定する出先機関の実施分を含む。）。

(11)～(13) [略]

[略]

4・5 [略]

6 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

河川海岸担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

流域治水担当の分掌事務

(1) 流域治水に関すること。

(2) 水防に関すること。

(3) [略]

(4) 河川総合開発事業の企画に関すること。

(5) [略]

7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

景観まちづくり担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

9～11 [略]

(2) 東日本大震災津波に係る災害救助及び被災者生活再建支援に関すること。

相談支援担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波の被災者の生活再建に関する相談に関すること。

5 震災津波伝承課の分掌事務は、次のとおりとする。

伝承企画担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波の教訓の伝承に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

—

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る情報発信に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(I L C 推進局の分課及びその分掌事務)

第13条の3 [略]

(土木部)

第28条 [略]

2～4 [略]

5 ダム建設工事及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため盛岡広域振興局

土木部に置かれる次の表のダム建設事務所の欄に掲げるダム建設事務所の位置は、同表の位置の欄に掲げるとおりとする。

<u>ダム建設事務所</u>	<u>位 置</u>
築川ダム建設事務所	盛岡市

(審査指導監)

第28条の2 [略]

2 審査指導監の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例（昭和41年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例（平成8年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立生涯学習推進センター、図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）に規定する岩手県立図書館、岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）第1条から第3条までに規定する中学校、高等学校及び特別支援学校並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）に規定する警察署（以下「出先機関等」という。）に係る収入金の収納（地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。）に関すること。

(2)～(13) [略]

(消防学校)

第30条 消防職員、消防団員等の教育訓練を行うため、消防学校を置く。

2 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

<u>名 称</u>	<u>位 置</u>
岩手県消防学校	紫波郡矢巾町

(総務部に属する出先機関の内部組織)

第31条 総務部に属する出先機関に、別表第4に掲げるところにより、部及び科を置く。

2 部及び科の分掌事務は、別に定める。

(I L C 推進局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 [略]

(土木部)

第28条 [略]

2～4 [略]

(審査指導監)

第28条の2 [略]

2 審査指導監の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例（昭和41年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例（平成8年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立生涯学習推進センター、図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）に規定する岩手県立生涯学習推進センター、図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）に規定する岩手県立図書館、野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立野外活動センター、岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）第1条から第3条までに規定する中学校、高等学校及び特別支援学校並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）に規定する警察署（以下「出先機関等」という。）に係る収入金の収納（地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。）に関すること。

(2)～(13) [略]

(14) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）及び指名、入札並びに随意契約の見積書の徴収（同令第167条の2第1項第8号に掲げる場合における見積書の徴収に限る。）に関すること。

(15) 県営建設工事に関する関係機関との連絡に関すること。

(16) 建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）及び指名、入札並びに随意契約の見積書の徴収（同令第167条の2第1項第8号に掲げる場合における見積書の徴収に限る。）に関すること。

(総務部に属する出先機関の内部組織)

第30条 総務部に属する出先機関に、別表第4に掲げるところにより、部を置く。

2 部の分掌事務は、別に定める。

第2款 復興防災部に属する出先機関

(東日本大震災津波伝承館)

第31条 東日本大震災津波伝承館の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 東日本大震災津波に関する資料の収集、保管及び展示並びに東日本大震災津波による災害からの復興に係る情報発信に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 東日本大震災津波の教訓に係る調査研究に関すること。

(3) その他東日本大震災津波の教訓の伝承に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2 東日本大震災津波伝承館の名称及び位置は、次のとおりである。

<u>名 称</u>	<u>位 置</u>
東日本大震災津波伝承館	陸前高田市

第2款 [略]

(先端科学技術研究センター)

第31条の2 [略]

第3款 [略]

第4款 [略]

第5款 [略]

第6款 [略]

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

2 [略]

第7款 [略]

(県土整備部に属する出先機関の内部組織)

第74条 [略]

第8款 復興局に属する出先機関

(東日本大震災津波伝承館)

第74条の2 東日本大震災津波伝承館の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 東日本大震災津波に関する資料の収集、保管及び展示並びに東日本大震災津波による災害からの復興に係る情報発信に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

(2) 東日本大震災津波の教訓に係る調査研究に関すること。

(3) その他東日本大震災津波の教訓の伝承に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

2 東日本大震災津波伝承館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
東日本大震災津波伝承館	陸前高田市

(復興局に属する出先機関の内部組織)

第74条の3 復興局に属する出先機関に、別表第9の2に掲げるところにより、課を置く。

2 課の分掌事務は、別に定める。

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等(以下この条において「室課等」という。)に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
農業研修センター	[略]
被災者相談支援センター	広域振興局経営企画部(盛岡広域振興局及び県南広域振興局の経営企画部を除く。) 広域振興局経営企画部地域振興センター(県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センターを除く。)

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるところとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
	環境生活部	[略] 上司の命を受け、環境、医務、農政、農村整備、林務、水産、漁港、
	[略]	

(消防学校)

第31条の2 消防職員、消防団員等の教育訓練を行うため、消防学校を置く。

2 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
岩手県消防学校	紫波郡矢巾町

(復興防災部に属する出先機関の内部組織)

第31条の3 復興防災部に属する出先機関に、別表第4の2に掲げるところにより、課及び科を置く。

2 課及び科の分掌事務は、別に定める。

第3款 [略]

(先端科学技術研究センター)

第31条の4 [略]

第4款 [略]

第5款 [略]

第6款 [略]

第7款 [略]

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

2 前項各号に掲げるもののほか、農業改良普及センターにおいては、主要農作物等の種子等に関する事務のうち、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1) 指定種子生産ほ場の指定に関すること。

(2) 指定種子生産ほ場のほ場検査及び当該ほ場において生産された主要農作物の種子の生産物検査に関すること。

(3) 主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及のために必要な指導及び助言に関すること。

3 [略]

第8款 [略]

(県土整備部に属する出先機関の内部組織)

第74条 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等(以下この条において「室課等」という。)に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
農業研修センター	[略]

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるところとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
	環境生活部	[略] 上司の命を受け、環境、医務、農政、農村整備、林務、水産、漁港、
	[略]	

県土整備部	道路都市担当技監及び河川港湾担当技監	道路都市又は河川港湾の事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
[略]		
室	[略]	
総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、第7条第8項防災危機管理担当の分掌事務第1号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第14号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	防災航空隊長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、隊の事務を掌理する。
地域振興室	[略]	
国際室	国際監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第8項国際担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
保健福祉企画室	総括新型コロナウイルス感染症対策監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第2項新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	新型コロナウイルス感染症対策監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第2項新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
競馬改革推進室	[略]	
[略]		
秘書課	儀典調整監	上司の名を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第3項儀典調整担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
広聴広報課	報道監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第4項報道担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
人事課	職員育成監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第7条第3項職員育成担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
会計課	[略]	

県土整備部	道路担当技監、河川港湾担当技監及びまちづくり担当技監	道路、河川港湾又はまちづくりの事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
[略]		
室	[略]	
復興危機管理室	総括危機管理監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第7条の2第2項企画担当の分掌事務第1号を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	危機管理監	上司の命を受け、第7条の2第2項企画担当の分掌事務第1号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
地域振興室	[略]	
競馬改革推進室	[略]	
[略]		
秘書課	儀典調整監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第3項儀典調整担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
防災課	防災危機管理監	上司の命を受け、第7条の2第5項防災危機管理担当の分掌事務第1号、第7号、第9号から第12号まで及び第14号についての企画及び立案に参画するとともに、課の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
消防安全課	防災航空隊長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、隊の事務を掌理する。
会計課	[略]	

	[略]		
広域振興局	[略]		
	室	[略]	[略]
	[略]		
	地域振興センター、総務センター、県税センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、普及サブセンター、農村整備センター、水産振興センター、土木センター、整備事務所、ダム管理事務所及びダム建設事務所	[略]	
	[略]		
	宮古土木センター、岩泉土木センター及び大船渡土木センター	[略]	[略]
	整備事務所及びダム建設事務所	[略]	
	[略]		
総務部に属する出先機関	東京事務所	[略]	
	消防学校	校長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、学校の事務を掌理する。
		科主任	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を処理する。
	復興防災部に属する出先機関	東日本大震災津波伝承館	館長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、東日本大震災津波伝承館の事務を掌理する。
			副館長 館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
			課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
		消防学校	校長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、学校の事務を掌理する。
		科主任 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を処理する。	
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]		
	[略]		
県土整備部に属する出先機関	[略]		
復興局に属する出先機関	東日本大震災津波伝承館	館長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、東日本大震災津波伝承館の事務を掌理する。
		副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。

	[略]		
広域振興局	[略]		
	室	[略]	[略]
	[略]		
	地域振興センター、総務センター、県税センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、普及サブセンター、農村整備センター、水産振興センター、土木センター、整備事務所及びダム管理事務所	[略]	
	[略]		
	宮古土木センター、岩泉土木センター及び大船渡土木センター	[略]	[略]
	整備事務所	[略]	
	[略]		
総務部に属する出先機関	東京事務所	[略]	
	復興防災部に属する出先機関	東日本大震災津波伝承館	館長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、東日本大震災津波伝承館の事務を掌理する。
			副館長 館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
			課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
		消防学校	校長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、学校の事務を掌理する。
		科主任 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を処理する。	
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]		
	[略]		
県土整備部に属する出先機関	[略]		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
広域振興局	部	特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
	部及び審査指導監	特命課長 [略]
	[略]	[略]
[略]		
総務部に属する出先機関	消防学校	副校長 校長を補佐し、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。
	[略]	[略]
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	[略]
[略]		
県土整備部に属する出先機関	[略]	[略]
復興局に属する出先機関	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理する。
	主任及び主任行政専門員	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。
	所付	上司の命を受け、所等の特定事務を処理する。

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
広域振興局	部及び審査指導監	特命参事及び特命課長 [略]
	[略]	[略]
[略]		
総務部に属する出先機関	[略]	[略]
復興防災部に属する出先機関	消防学校	副校長 校長を補佐し、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。
	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理する。
	主任及び主任行政専門員	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。
所付	上司の命を受け、所等の特定事務を処理する。	
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	[略]
[略]		
県土整備部に属する出先機関	[略]	[略]

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指

導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員

[略]

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等
盛岡広域振興局	経営企画部	[略]
	[略]	[略]
	[略]	支出入札課
	[略]	
	土木部	
	[略]	
	道路河川室	[略]
		道路環境課
		河川砂防課
	建築住宅室	[略]
	網取ダム管理事務所	
	築川ダム建設事務所	
	岩手土木センター	[略]
[略]		
県南広域振興局	[略]	
	総務部	[略]
		支出入札課
	花巻総務センター	[略]
		支出入札課
	一関総務センター	[略]
		支出入札課
	[略]	
沿岸広域振興局	経営企画部	[略]
	産業振興室	

導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、心理相談専門員、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員

[略]

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等
盛岡広域振興局	経営企画部	[略]
	[略]	[略]
	[略]	経理課
	[略]	
	土木部	
	[略]	
	道路都市室	[略]
		道路環境課
	流域治水室	河川砂防課
		網取ダム管理事務所
	建築住宅室	[略]
	岩手土木センター	[略]
	[略]	
県南広域振興局	[略]	
	総務部	[略]
		経理課
	花巻総務センター	[略]
		経理課
	一関総務センター	[略]
		経理課
	[略]	
沿岸広域振興局	経営企画部	[略]
	復興推進室	
	産業振興室	

		復興推進課
		総務課
		支出入札課
	[略]	
	宮古地域振興センター	[略]
		総務課
		支出入札課
	[略]	
	大船渡地域振興センター	[略]
		総務課
		支出入札課
	[略]	
	[略]	
県北広域振興局	経営企画部	[略]
	[略]	
		[略]
		総務課
		支出入札課
	[略]	
	二戸地域振興センター	[略]
		総務課
		支出入札課
	[略]	
	[略]	

		総務課
	[略]	
	宮古地域振興センター	[略]
		総務課
	[略]	
	大船渡地域振興センター	[略]
		総務課
	[略]	
	[略]	
県北広域振興局	経営企画部	[略]
	[略]	
		[略]
		総務課
	[略]	
	二戸地域振興センター	[略]
		総務課
	[略]	
	[略]	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条～第22条関係）

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部県税センター	
[略]						
[略]						[略]
66 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（ <u>地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。</u> ）及び指名並びに入札、随意契約に係る見積書の徴収及び契約に関すること。	[略]					
67 県営建設工事に関する関係機関との連絡に関すること。	○	○	○	○		
68 建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格（ <u>地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。</u> ）及び指名並びに入札、随意契約に係る見積書の徴収及び契約に関すること。	[略]					
[略]						

[略]

2～4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
政策企画部	[略]	
	秘書課	[略]

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条～第22条関係）

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部県税センター	
[略]						
[略]						[略]
66 県営建設工事の請負契約に係る <u>落札者との契約並びに随意契約に係る見積書の徴収（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に掲げる場合における見積書の徴収を除く。）</u> 及び契約に関すること。	[略]					
67 削除						
68 建設関連業務の委託契約に係る <u>落札者との契約並びに随意契約に係る見積書の徴収（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に掲げる場合における見積書の徴収を除く。）</u> 及び契約に関すること。	[略]					
[略]						

[略]

2～4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
政策企画部	[略]	
	秘書課	[略]
	広聴広報課	広聴広報担当課長 報道課長

総務部	[略]	
	人事課	給与人事担当課長 組織担当課長
	[略]	
	行政経営推進課	経営推進担当課長 公益法人担当課長
	[略]	
	管財課	[略]
	総合防災室	防災危機管理担当課長 防災消防課長 防災航空担当課長
総務事務センター	職員福祉担当課長	
ふるさと振興部	[略]	
	国際室	国際交流担当課長
	[略]	
	科学・情報政策室	科学技術課長 地域情報化担当課長 行政情報化担当課長
台風災害復旧復興推進室	台風災害復旧復興推進課長	
[略]		
環境生活部	環境生活企画室	企画課長 管理課長 温暖化・エネルギー対策課長 放射線影響対策課長 ジオパーク推進課長
	[略]	
	県民くらしの安全課	食の安全安心課長 生活衛生担当課長 水道広域連携担当課長 県民生活安全課長 消費生活課長
[略]		
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長 管理課長 新型コロナウイルス感染症対策担当課長
	健康国保課	健康予防担当課長 業務担当課長 国保担当課長
	[略]	
	医療政策室	医療政策担当課長 医療情報課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症担当課長 ワクチン接種担当課長
[略]		
[略]		
県土整備部	[略]	
	河川課	河川管理担当課長 河川海岸担当課長 河川開発課長
	[略]	
	都市計画課	管理開発担当課長 計画整備担当課長 まちづくり課長
	[略]	
	建築住宅課	住宅管理担当課長 住宅計画課長 建築指導担当課長 営繕課長
[略]		
復興局	復興推進課	管理担当課長 推進協働担当課長
	まちづくり・産業再生課	まちづくり再生担当課長
	生活再建課	被災者支援担当課長 相談支援担当課長
	震災津波伝承課	伝承企画担当課長
I L C推進局	[略]	

総務部	[略]	
	人事課	給与人事担当課長 組織担当課長 職員育成課長
	[略]	
	行政経営推進課	経営推進担当課長 行政情報化担当課長 公益法人担当課長
	[略]	
	管財課	[略]
	総務事務センター	職員福祉担当課長 給与認定担当課長
復興防災部	復興危機管理室	企画課長 管理課長 放射線影響対策課長
	復興推進課	推進担当課長 伝承・発信担当課長
	復興くらし再建課	被災者生活再建課長 産業再生担当課長
	防災課	防災危機管理担当課長
	消防安全課	消防担当課長 防災航空担当課長 県民安全課長
ふるさと振興部	[略]	
	国際室	国際交流担当課長 国際企画課長
	[略]	
科学・情報政策室	科学技術課長 情報化推進課長	
[略]		
環境生活部	環境生活企画室	企画課長 管理課長 温暖化・エネルギー対策課長 ジオパーク推進課長
	[略]	
	県民くらしの安全課	食の安全安心課長 生活衛生担当課長 水道広域連携担当課長 消費生活課長
[略]		
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長 管理課長
	健康国保課	医療情報課長 健康予防担当課長 業務担当課長 国保担当課長
	[略]	
	医療政策室	医療政策担当課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症課長 ワクチン接種担当課長
[略]		
[略]		
県土整備部	[略]	
	河川課	河川管理担当課長 河川海岸担当課長 流域治水課長
	[略]	
	都市計画課	管理開発担当課長 計画整備担当課長 景観まちづくり課長
	[略]	
	建築住宅課	住宅管理担当課長 住宅計画担当課長 建築指導課長 営繕課長
[略]		
I L C推進局	[略]	

[略]

別表第4 総務部に属する出先機関の部及び科（第31条関係）

出先機関	部	科
岩手県東京事務所	[略]	
	企業立地観光部	
岩手県消防学校		教育科

別表第9 県土整備部に属する出先機関の課（第74条関係）

[略]

別表第9の2 復興局に属する出先機関の課（第74条の3関係）

出先機関	課
東日本大震災津波伝承館	総務課
	事業課

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県国民保護協議会	[略]
岩手県自治紛争処理委員	[略]
[略]	
岩手県生活衛生関係営業審議会	[略]
岩手県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進等に関すること。
岩手県社会福祉審議会	[略]
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
保健所運営協議会	[略]
岩手県がん登録情報利用等審議会	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（公有財産規則の一部改正）

2 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） [略] （2） 課長等 次に掲げるものをいう。 ア 政策企画部にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、ふるさと振興部にあってはふるさと振興企画室長、文化スポーツ部にあっては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉	（定義） 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） [略] （2） 課長等 次に掲げるものをいう。 ア 政策企画部にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長及び管財課総括課長、復興防災部にあっては復興危機管理室長、防災課総括課長及び消防安全課総括課長、ふるさと振興部にあってはふるさと振興企画室長、文化スポーツ部にあっては文化ス

[略]

別表第4 総務部に属する出先機関の部（第30条関係）

出先機関	部
岩手県東京事務所	[略]
	企業立地観光部

別表第4の2 復興防災部に属する出先機関の課及び科（第31条の3関係）

出先機関	課	科
東日本大震災津波伝承館	総務課	
	事業課	
岩手県消防学校		教育科

別表第9 県土整備部に属する出先機関の課（第74条関係）

[略]

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県国民保護協議会	[略]
岩手県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進等に関すること。
岩手県自治紛争処理委員	[略]
[略]	
岩手県生活衛生関係営業審議会	[略]
岩手県社会福祉審議会	[略]
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
保健所運営協議会	[略]
岩手県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定により、薬事に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県がん登録情報利用等審議会	[略]
[略]	

<p>部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光・プロモーション室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、<u>復興局にあつては復興推進課総括課長</u>、I L C推進局にあつては企画総務課総括課長、出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>ポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光・プロモーション室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、I L C推進局にあつては企画総務課総括課長、出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(債権の管理に関する規則の一部改正)

3 債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 政策企画部にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、ふるさと振興部にあつてはふるさと振興企画室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、<u>復興局にあつては復興推進課総括課長</u>、I L C推進局にあつては企画総務課総括課長、出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 政策企画部にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、<u>復興防災部にあつては復興危機管理室長</u>、ふるさと振興部にあつてはふるさと振興企画室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、I L C推進局にあつては企画総務課総括課長、出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正)

4 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第8条の2第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第13条の2第1項、<u>第13条の3第1項</u>及び第15条第1項に規定する各課等、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第6条第1項、第7条第1項、<u>第7条の2第1項</u>、第8条第1項、第8条の2第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第13条の2第1項及び第15条第1項に規定する各課等、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

5 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																		
<p>別表第1（第2条―第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th colspan="2">職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">知事の 事務局</td> <td rowspan="8">本庁</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>復興局</td> <td>復興推進課 総括課長</td> </tr> <tr> <td>I L C推進局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>出先機関 局</td> <td>広域振興 盛岡広域 振興局</td> <td>[略] 土木部</td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等		知事の 事務局	本庁	[略]		総務部	[略]	ふるさと振興部	[略]	[略]		県土整備部	[略]	復興局	復興推進課 総括課長	I L C推進局	[略]	[略]		出先機関 局	広域振興 盛岡広域 振興局	[略] 土木部	<p>別表第1（第2条―第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th colspan="2">職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">知事の 事務局</td> <td rowspan="8">本庁</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td>復興危機管理室 管理課長</td> </tr> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>I L C推進局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>出先機関 局</td> <td>広域振興 盛岡広域 振興局</td> <td>[略] 土木部</td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等		知事の 事務局	本庁	[略]		総務部	[略]	復興防災部	復興危機管理室 管理課長	ふるさと振興部	[略]	[略]		県土整備部	[略]	I L C推進局	[略]	[略]		出先機関 局	広域振興 盛岡広域 振興局	[略] 土木部
組 織		職 等																																																	
知事の 事務局	本庁	[略]																																																	
		総務部	[略]																																																
		ふるさと振興部	[略]																																																
		[略]																																																	
		県土整備部	[略]																																																
		復興局	復興推進課 総括課長																																																
		I L C推進局	[略]																																																
		[略]																																																	
	出先機関 局	広域振興 盛岡広域 振興局	[略] 土木部																																																
組 織		職 等																																																	
知事の 事務局	本庁	[略]																																																	
		総務部	[略]																																																
		復興防災部	復興危機管理室 管理課長																																																
		ふるさと振興部	[略]																																																
		[略]																																																	
		県土整備部	[略]																																																
		I L C推進局	[略]																																																
		[略]																																																	
	出先機関 局	広域振興 盛岡広域 振興局	[略] 土木部																																																

			ダム管理事務所	[略]
			ダム建設事務所	次長
			土木センター	[略]
		[略]		
	[略]			
総務部に 属する出 先機関	岩手県東京事務所	[略]		
	岩手県消防学校	副校長		
ふるさと 振興部に 属する出 先機関	[略]			
	[略]			
県土整備 部に属す る出先機 関	[略]			
復興局に 属する出 先機関	東日本大震災津波伝承館	総務課長		
[略]				
教育委員会の事務部局	[略]			
	岩手県立図書館	[略]		
[略]				

別表第2 (第3条関係)

組 織		職 等	
知事の 事務部 局	[略]		
出先機関	広域振興 局	盛岡広域 振興局	経営企画部 [略] 支出入札課長
		県南広域 振興局	総務部 支出入札課長 総務センター 支出入札課長 [略]
		沿岸広域 振興局	経営企画部 支出入札課長 [略]
		県北広域 振興局	経営企画部 支出入札課長 [略]
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

			ダム管理事務所	[略]
			土木センター	[略]
		[略]		
	[略]			
総務部に 属する出 先機関	岩手県東京事務所	[略]		
復興防災 部に属す る出先機 関	東日本大震災津波伝承館	総務課長		
	岩手県消防学校	副校長		
ふるさと 振興部に 属する出 先機関	[略]			
	[略]			
県土整備 部に属す る出先機 関	[略]			
[略]				
教育委員会の事務部局	[略]			
	岩手県立図書館	[略]		
	岩手県立野外活動センター	次長		
[略]				

別表第2 (第3条関係)

組 織		職 等	
知事の 事務部 局	[略]		
出先機関	広域振興 局	盛岡広域 振興局	経営企画部 [略] 経理課長
		県南広域 振興局	総務部 経理課長 総務センター 経理課長 [略]
		沿岸広域 振興局	経営企画部 総務課長 [略]
		県北広域 振興局	経営企画部 総務課長 [略]
[略]			
[略]			